

「市民憩いの広場」利用上のマナー

(★必ずお読みください。)

— 皆さんでキレイに使いましょう —

1. ゴミの持ち帰りについて

- 作物を収穫した後の、茎やつる等の不用部分などを捨てる場所は、憩いの広場にはありません。これらは全てその日のうちに持ち帰り、燃えるゴミとして処分してください。
- 栽培のために持参した物品や利用後のゴミは、全て持ち込んだ方自らが持ち帰り処分や保管をお願いします。憩いの広場にはこのような物品を廃棄・処分する場所はありません。

2. 雑草などの処理について

- 都合で耕作ができない場合でも、除草などの定期的な管理は行ってください。無断での耕作放棄や長期間の放置は雑草がはびこり、他の利用者へも多大な迷惑を及ぼします。なお、除草後の草は、自宅へ持ち帰るなど、各自で処分してください。さらには、除草した草を広場内の余剰地等へ置くことも禁止しています。

また、憩いの広場の隣接地への廃棄は、隣接地権者様にも多大な迷惑を及ぼしますので、厳に慎むようお願いいたします。

なお、余剰地や通路等の除草についても、隣接区画利用者や周辺区画利用者の皆様に自主的な管理をお願いすることになりますので予めご承知おき願います。

注意：従来から広場内への廃棄が後を絶ちません。今後はこのような広場内への廃棄については、広場の運営廃止をも視野に入れて管理いたしますのでご注意願います。

3. 区画の拡張について

- 憩いの広場では決められた区画の中でのみ耕作を許可しています。余剰地等での耕作や、勝手に区画を拡張することはできません。

(草の繁茂防止のための拡張は認めていません。)

4. 丈の高い作物について

- 丈の高い作物をまとまって植えられますと周辺の区画の日照問題が発生するため禁止します。(キクイモ等)

5. その他

- 自転車・バイクの駐車は近隣の方々の車庫前など、人や車の通行、駐車スペースへの出入りの妨げにならないよう充分注意してください。
- 農薬については、説明書をよく読み、減農薬をお願いします。また除草剤の利用は禁止です。
- 広場内で耕作された作物は利用者が大切に育てたものです。勝手な持ち去りは絶対にしないでください。

以上は、産業振興課が今までに承った様々な苦情をまとめたものです。利用上のマナーは必ずお守りください。なお、マナー違反が発覚した場合は、利用承認の取消しや、作物の強制撤去を指示させていただく場合があります。